

法律部報告

法律部は本年度に於て始めて、組合員の法的權利擁護、部内關係法規の研究等を主要目的として設置された。費用等その他困難な事情の下にあり乍ら良く組合員の刑事問題を始め、民事問題等に顧問辯護士片山哲、松永義雄、阿部温知、佐藤吉彦氏等の努力に依り有利に解決を見、一方部内關係法規を設備して研究をなし此の部門新設の効果を擧げつゝある。

政治部報告

我等が政治部の活動は不常なる通牒に依つて、其の最も活動を必要とする選挙闘争には、直接活動出来なかつたが、社会民衆黨支部、分會等を通じて、政治的方面に相當な努力をした。即ち日常に於ては黨支部、分會の結成及其の運動に参加し、衆議院議員總選挙に際しては、關東同盟會決議に基き政治基金の募集等をなした。赤松會長は宮城第一區より推されて立候補したが、黨選挙対策委員長として終始黨本部にあつて全國の選挙、戦の對策に没頭した爲、一回も宮城の選挙區に出て戦ふ機會がなかつたに拘らず、社会民衆黨の主張と赤松會長の人格は選挙民の支持と信頼を得て敗れたりとは云へ三五二票を獲得した。總選挙に於ける社会民衆黨代議士は西尾末廣、片山哲兩氏である。

政治的自由の獲得運動

昭和三年一月「六ヶ條の通牒」が發せられた以來本會大會、總同盟大會、社会民衆黨大會等に提出何れも萬場一致を以て可決され、其の他凡ゆる機會を通じて自由獲得の運動を續けて來たが、第五八議會五月三日の本會議に於て、社会民衆黨片山代議士を通じて、政府に對し選信從業員の政治的自由剝奪の不當を指摘して質問せる所政府委員中野選信政務次官は次の様な回答をなした。

官報 號外

(昭和五年五月四日) 衆議院議事録第八號 (録事)

國務大臣の演説に對する質疑

質問 片山哲君

(前略)……選信大臣に御伺したのでありますが、それは選信從業員は選友同志會と云ふのを作りまして、所謂労働者の團結であります、此の從業員……郵便配達夫の從業員に對しまして、選信當局は先般の衆議院議員の總選挙に對し斯様な通牒を發して居るのであります、即ち讀んで見ますならば「選挙運動員とならざるは勿論是等の者の手傳をなし又は推薦狀廣告等に署名し或は自ら之れを發し其の他應援演説をなさざること)」

斯様な通牒を發して居るのであります、是は明らかに今日從業員即ち民衆に與へられて居る所の政治上の自由を剝奪するものである、從業員諸君は政治上の自由を充分に有たなければならぬのである、然かるにも拘らず今日選信當局は通牒を發しまして其の政治的自由を剝奪するといふ様な態度を執つて居るのである、何故に今日政治上の自由を剝奪するかの如き通牒を發したか、其の根據は實に非立憲的行爲であるといふことを斷言せざるを得ないのである此の非立憲的行爲を執るに至つた理由如何、又今日此の通牒を

發する根據を吾々は選信當局に對して質問しなければならぬのである

政府委員 (中野正剛)

只今片山君の質問中選信省に係る點に付いて答辯申し上げます、先般の總選挙に際して選信省から從業員に通告を出して選挙運動に携へることを禁じたと云ふ御非難でありましたが、それは今迄やつて居る從前の仕來りを其の儘やつただけであります御承知の通り選信從業員は其の事務取扱の公正を期せねばならず、其の通信の秘密を保たなければならず、配達其の他の時間を確保しなければならぬ斯う云ふ特殊の仕事でありまして公務の公正を期する上に已むを得ぬ處置と思つて居るのであります併しながら何方かと申しますれば斯様な制限は成るべく少い方が宜いのであります公務に差支ない範圍に於て制限をなるべく加へない様にするのであります今迄は仕來上候補者にたつことなども許して居なかつたのであります、今回は被選挙權は十分に行使して宜しいこととして居ります、唯選信從業員が選挙運動やつて宜しいこととして居ります唯選信從業員が選挙運動